

入院基本料について

A1 病棟 (60床)

「認知症治療病棟入院料1」を届出しており、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と看護補助者8人以上が勤務しています。なお、時間帯毎の配置については次のとおりです。

朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当りの受持ち数は9人以内、看護補助者1人当たりの受持ち数は10人以内です。

夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当りの受持ち数は30人以内、看護補助者1人当たりの受持ち数は30人以内です。

B2 病棟 (55床)

「精神療養病棟入院料」を届出しており、1日に6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と看護補助者6人以上が勤務しています。なお、時間帯毎の配置については次のとおりです。

朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当りの受持ち数は11人以内、看護補助者1人当たりの受持ち数は14人以内です。

夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当りの受持ち数は55人以内、看護補助者1人当たりの受持ち数は28人以内です。

A3 病棟 (53床)

「精神科急性期治療病棟1」を届出しており、1日に11以上の看護職員（看護師及び准看護師）と看護補助者5人以上が勤務しています。なお、時間帯毎の配置については次のとおりです。

朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当りの受持ち数は5人以内、看護補助者1人当たりの受持ち数は9人以内です。

夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当りの受持ち数は22人以内です。

B3 病棟 (38床)

「精神療養病棟入院料」を届出しており、1日に4人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と看護補助者4人以上が勤務しています。なお、時間帯毎の配置については次のとおりです。

朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当りの受持ち数は13人以内、看護補助者1人当たりの受持ち数は13人以内です。

夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当りの受持ち数は38人以内と看護補助者1人当たりの受持ち数は38人以内です。